⑸　申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類

⑹　申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第61条第２項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）

⑺　その他必要と認める書類

別記様式第２の８

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

自然公園法第20条第３項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第５号又は第６号）関係

（略）

㈱　（略）

（添付書類）

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条各項に規定する許可基準を満たしていることを示す以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、以下の縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

⑴　（略）

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷～⑹　（略）

⑺　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

別記様式第２の９

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

自然公園法第33条第１項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第５号又は第６号）関係

（略）

㈱　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、以下の縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

⑴　（略）

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

（新設）

（新設）

（新設）

別記様式第２の８

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

自然公園法第20条第３項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第５号又は第６号）関係

（略）

㈱　（略）

（添付書類）

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条各号に規定する許可基準を満たしていることを示す以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

⑴　（略）

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷～⑹　（略）

⑺　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

別記様式第２の９

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

自然公園法第33条第１項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第５号又は第６号）関係

（略）

㈱　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

⑴　（略）

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真